

平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	1	府省庁名	経済産業省				
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）						
要望項目名	法人実効税率の引下げ						
要望内容（概要）	<p>日本の立地競争力を強化するとともに、我が国企業の競争力を高めることとし、その一環として、法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることを目指し、成長志向に重点を置いた法人税改革に着手する。</p> <p>そのため、来年度から法人実効税率の引下げを開始し、数年で20%台まで引き下げる。</p> <p>財源については、骨太の方針を踏まえて具体案を得る。その際、租税特別措置を含む課税ベースについては、国際的なイコールフットイングや「真の（経済の）好循環」の実現という観点等を重視しつつ、見直しを検討する。</p> <p>（※参考） 法人実効税率引下げを法人税率引下げで行った場合の減収額（経済産業省試算） ①平成26年度予算ベース 実効税率1%当たり：約4,200億円 ②直近5年度（平成22年度～平成26年度）ベース 実効税率1%当たり：約3,500億円～約4,100億円</p> <p>注）上記の金額はいずれも地方税影響分を含む。 注）②の試算は、前回法人税率を引き下げた平成23年度税制改正プロセスにおいて、政府税制調査会（平成22年11月）に提出された財務省資料に記載された手法に従って行ったもの。法人税率1%当たりの法人税収が直近5年度で最小の年（平成22年）と中間の年（平成24年）の平均、中間の年（平成24年）と最大の年（平成25年）の平均をそれぞれとり、その幅に基づいて法人実効税率を1%引き下げた場合の減収額を試算した。</p>						
関係条文	法人税法第六十六条等						
減収見込額	[初年度]	—	(—)	[平年度]	—	(—)	(単位：百万円)
	[改正増減収額]				—		

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>世界最高水準にある我が国の法人実効税率の引下げを進めることにより、①日本の立地競争力の強化②我が国企業の競争力の強化③「真の（経済の）好循環」の実現を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>日本の立地競争力と我が国企業の競争力を強化するためには、法人実効税率を引き下げ、競争条件のイコールフットディングを確保することが重要。経済のグローバル化が大きく進展し、企業が国を選ぶ時代にあつて、日本企業が高付加価値分野を日本国内に残すことは、質の高い雇用機会の提供や税収の確保等の観点から必要不可欠。また、企業にとって、キャッシュフローは前向きな設備・人材投資等の源泉であり、仮に法人実効税率が引き下がらない場合には、他国との実質税負担率の差によって、海外ライバル企業に比してキャッシュフローが劣後する。</p> <p>さらに、アベノミクスの効果により設備投資や賃金が2000年以降最大の伸び率を示す一方、消費税率引上げの影響もあり足下の景気は予断を許さない状況となっているため、デフレ脱却を確かなものとし、もう一段の「真の（経済の）好循環」の実現を図るべく、法人実効税率の引下げによって、前向きな投資を更に加速していくことが重要。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2014 ～デフレから好循環拡大へ～ (平成26年6月24日閣議決定)</p> <p>日本の立地競争力を強化するとともに、我が国企業の競争力を高めることとし、その一環として、法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることを目指し、成長志向に重点を置いた法人税改革に着手する。</p> <p>そのため、数年で法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す。この引下げは、来年度から開始する。</p> <p>財源については、アベノミクスの効果により日本経済がデフレを脱却し構造的に改善しつつあることを含めて、2020年度の基礎的財政収支黒字化目標との整合性を確保するよう、課税ベースの拡大等による恒久財源の確保をすることとし、年末に向けて議論を進め、具体案を得る。</p> <p>実施に当たっては、2020年度の国・地方を通じた基礎的財政収支の黒字化目標達成の必要性に鑑み、目標達成に向けた進捗状況を確認しつつ行う</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済産業 1-1 経済基盤
	政策の達成目標	日本の立地競争力の強化 我が国企業の競争力の強化 「真の（経済の）好循環」の実現
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—
ページ		—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—
ページ	—